

件名：渋川市の新規指定文化財について

- 1 目的 渋川市内に所在する、「水沢寺木造十一面観音立像」^{みずさわでらもくぞうじゅういちめんかんのりゆうぞう}を渋川市重要文化財として、また「八坂神社の神輿」^{やさかじんじや みこし}を渋川市重要有形民俗文化財として新たに指定することにより、後世に長く保存し、地域の貴重な財産として教育・普及・活用を図ることを目的とする。
- 2 内容 「水沢寺木造十一面観音立像」及び「八坂神社の神輿」について、平成28年2月23日に行われた文化財調査委員会議で下記に該当するため指定相当と認められ、3月24日の定例教育委員会で議決されたことで、新たに渋川市指定文化財に指定されました。
今回の2件を加え、渋川市指定文化財は127件になりました。

渋川市文化財指定等の基準（平成18年12月5日）

「水沢寺木造十一面観音立像」

1 渋川市指定重要文化財の指定基準

1 絵画彫刻の部

- (1) 各時代の遺品のうち制作優秀で文化史上貴重なもの
- (3) 特殊な作者、流派又は地方様式等を代表する顕著なもの

「八坂神社の神輿」

3 渋川市指定重要有形民俗文化財の指定基準

- 1 次に掲げる有形の民俗文化財のうち、その形態、制作技法、用法等において渋川市民の基礎的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
- (6) 信仰に用いられるもの 例えば、祭祀具、法会具、奉納物、偶像類、呪術用具、社祀等

- 3 指定名称・数量
渋川市指定重要文化財「水沢寺木造十一面観音立像」 1 軀
渋川市指定有形民俗文化財「八坂神社の神輿」 1 基
- 4 所在地 「水沢寺木造十一面観音立像」 渋川市伊香保町水沢214番地
「八坂神社の神輿」 渋川市渋川628番地
- 5 所有者 「水沢寺木造十一面観音立像」 宗教法人水沢寺 代表役員 山本徳明
「八坂神社の神輿」 渋川八坂保存会 会長 堀口靖之
- 6 指定年月日 平成28年3月24日
- 7 文化財の詳細 別添資料のとおり

もくぞうじゅういちめんかんのりゅうぞう
水沢寺木造十一面観音立像

所在地 渋川市伊香保町水沢 214

所有者 水沢寺（代表役員 山本徳明）

天台宗五徳山水沢寺の釈迦堂に安置され、一般公開されている。水沢寺の住職によると、伝来は不明であるが、平成 10 年頃現在の場所に移したという。

像高 105.5 cm。一木造り。材は広葉樹（カツラ）と見られる。

顔立ちは円満で穏やかな表情を示し、衣文も彫りが浅く形式的に整えられているなど、平安時代後期（11 世紀半ば）に定朝^{じょうちょう}によって確立された定朝様^{じょうちょうよう}を踏襲しているといえる。定朝は、藤原道長・頼通父子の造仏に多く従事し、天喜元年（1053）に平等院鳳凰堂の阿弥陀如来坐像を造立した仏師で、定朝によって完成された穏やかで優しい和様の作風は、貴族や仏師の間でもてはやされ、その後の造像の規範となった。

一方で、奥行きのある頭部、やや寸の詰まった体型には 10 世紀の彫像に通じる古様な要素が見られる。また、頭体幹部を一材から彫り出し、内削りを施さない一木彫像として造立されている。平安時代後期には干割れを防ぐ方法として、頭体を二つに割って内部を削り抜いた後、再び^は矧ぐ（つなぎ合わせる）^{いちぼくわりはぎ}一木割矧造りや、二つ以上の材木を組み合わせ、内部を削り抜く^{よせき}寄木造りが普及したが、これらと比べて古い造像技法である。

制作年代は、定朝様成立以降の 11 世紀後半と推定される。本像には、中央から伝わった定朝様という新しい要素とそれまでの古様な要素が混在しており、地方における定朝様の受容の様相を示す作例といえる。

頭部の両耳後方に矧ぎ目があるが、この矧ぎ目は体部には及ばない。打診をすると、背面上半身は内部を削っているが、下半身には材が詰まっている。後頭部と背面上半身には材が補われている。正面の首回りには割り首を行った痕跡があり、後頭部材や背面上半身の修理の際に施したものと見られる。その他全体に補修が施されており、頂上仏、背面両肩下がりの天衣、両肘から先、両足先、左手に持つ水瓶、光背、台座などは後補のものである。

調査者 群馬県文化財保護審議会（美術工芸部会）専門委員 岩佐光晴



本体

(単位:cm)

像高	105.5	髮際高	88.3	頂一顎	28.5
面長	10.4	面幅	10.5	耳張	14.7
面奥	15.3	胸奥(右胸)	14.4	腹奥	16.3
肘張	33.5	裾張	23.8	天衣最大張	30.5
足先開(内)	6.5	足先開(外)	13.4	-	-

光背

高	137.5	幅(最大)	61.0	奥	27.5
柵幅	6.5	柵出	4.0	柵厚	1.5

台座

総高	34.2	蓮華座高	18.7	幅(最大 下框)	63.2
蓮肉 幅	27.8	蓮肉 奥	30.0	-	-
仰蓮 幅	32.6	仰蓮 奥	32.2	-	-
反花 幅	40.6	反花 奥	36.8	-	-

渋川の八坂神社神輿について

黒津 高行（日本工業大学）

八坂神社神輿は宝永元年（1704）5月に制作された江戸型神輿であり、工匠は江戸本石町の鋳屋角左衛門である^{注1}。明治33年（1900）12月には修理が施されており、江戸時代に祇園祭札屋台を有していた旧前橋城下を居所とする堅町の塗師石丸吉五郎、連雀町の鋳師が関与した^{注2}。この神輿塗替修理の際には箱台輪や鋳金物の一部を取替えているが^{注3}、その他の主要な部材は創建時からのものと判断できる。部分的に斗供の欠損がみられるものの、保存状態は良好である。

神輿の大きさは、柱間1尺7寸（箱台輪外法3尺6寸）、棟高4尺4寸（箱台輪上端から露盤上端まで）、軒の出9寸である。構造は、箱台輪の上に^{ちまきつき} ^{まるぼしら} 粽付の丸柱4本からなる軸部を立ち上げ、柱間を^{なげし} ^{かしらぬき} 長押と^{ひらだい} ^{ときよう} ^{でぐみ} ^{つめぐみ} 頭貫で固める。丸柱上に^{はこだい} ^わ 平台輪や^{かざりし} 斗供（出組の詰組）を付け、丸桁を四方に廻し、その上に垂木を配付け（柱間28枝掛、二軒本繁垂木）、^{ほうぎよう} 照り起りのある方形屋根を載せる。建築様式は、^{さんからど} 棧唐戸や詰組など禅宗様でまとめている。神輿の中心に^{しんぼしら} 真柱はなく、堂内には木型の坐像（^{ごすてんのう} 衣冠束帯の牛頭天王、台座に和釘止）を安置する。

屋根は引き渡し勾配7寸ほどとするが、照り起りは比較的穏やかである。神輿全体の輪郭は伸びやかさを失っていない。屋根大紋は牛頭天王の護符の筒守を象った^{ぎ おんまもりもん} 祇園守紋である^{注4}。露盤から四方に伸びる野筋は先端で反りを増し、巻き込みの強い^{のすじ} 蕨手となっている。また、軒先の^そ ^{もと} ^{はしらしん} 反り元は柱真の外側にあり、軒先中央部が直線的である。両端の軒反りは比較的少なくおとなしい。これに対して、鳥居の^{ながえ} 笠木と島木は総反りとしており、立面全体のまとまりからみて鳥居上方にある屋根の軒線との均衡は良い。

その他の特徴としては、次の点が指摘できる。

- ・彫物 彫物は少なく、羽目板のみに刻む^{注5}。
- ・彩色 鳥居と井垣、垂木から柱下箱台輪までの軸部は本朱塗、箱台輪と屋根、^{ながえ} 轆は黒漆塗とする。箔置きするのは羽目板、斗供間の小壁と支輪である。
- ・鋳金物 全体として簡素な造りであるが、銅に鍍金した鋳金物が華やかさを与えている^{注6}。例えば、屋根先を飾る^{ふきかえし} ^{たがね} 葺返は、^{しもん} 鑿を使って模様が打ち出され、地紋を毛彫りして背景部分に^{ななこ} 七子を打つ。繊細で丁寧な仕事をしている。
- ・墨書 神輿の制作年と制作者を示す墨書以外に、屋根板裏面には化粧垂木の配付けを描く規矩図を残している。板図として使っていたものを屋根板としたのかなど、調査すべき興味深い課題である。

なお、八坂神社の神輿倉には、文政9年（1826）の道具箱、猿田彦装束を納める天保11年（1840）の木箱、渋沢栄一書による昭和4年（1929）の櫓の扁額を残している。

以上のように、八坂神社神輿の制作年と制作者は墨書から明らかである。神輿造営については、相模国で活躍した宮大工明王太郎がよく知られており、天明5年（1785）の上秦野神社神輿や享和元年（1801）の須賀神社神輿などの秀作を残している。さらに制作年が遡る例としては、寛永初期の鶴岡八幡宮神輿7基（神奈川県指定重要有形民俗文化財）が挙げられる。群馬県においては藤岡の諏訪神社宮神輿（ぐんま絹遺産）が安永9年（1780）、高崎の八幡宮神輿（市指定重要有形民俗文化財）が享和元年（1801）の作である。管見の限り、群馬県内において江戸中期に遡る神輿は確認できていないことから、八坂神社神輿は制作年が判明する最古の例とみておく。江戸本石町の鋳屋角左衛門の追跡が待たれるところであるが、制作に関与した工匠の名前が判る数少ない作例として貴重である。このことは建築職人の技術の系譜を探る上でも興味深く、歴史および建築の資料的価値は高い。

修理を終えた2010年の「渋川山車まつり」において、八坂神社の神輿渡御が復活し、町内を巡っている。この神輿渡御と町内の屋台を曳き出す現在の祭典とは性格が異なるものと理解しているが、渋川の年中行事としての山車まつりと共に八坂神社神輿が地域の中に根付いていると捉えられる。神輿を保存修理し、本来の神事である伝統祭礼を継承しようとする人々がいるのである。すなわち、地域の文化財としての価値を十分有するものと評価できる。

なお、将来の文化財保存にあたっては神輿の図面記録を採っておくことをお願いしたい。

注1 2010年の修理時の調査により、制作年と制作者が判明した。屋根板裏面の墨書に

「寶永元年 甲申 五月吉日 江戸本石町四丁目 鋳屋角左衛門作」とある。

注2 台輪鏡板（床板）裏面の墨書に

「明治参拾参年 第拾二月廿二日 神輿壱式 継繕、前橋市 受負人 黒崎席吉、渋川町 周旋人 北爪仲三郎、前橋市 塗師 石丸吉五郎、全市 鋳師 小川銀治郎、世話人 堀口仲七、全 林造、吉田藤太、後藤友之助、岸吉五郎、峰岸儀七、大竹直四郎、石阪武造、全孫市」とある。また、屋根裏面の木札に「神輿塗替人 上野国前橋市堅町嬉野横町 塗師職 石丸吉五郎 明治三拾三年 第拾壱月吉日」とある。

注3 轆（2. 8寸×3. 9寸×1 1尺、先端径2寸）もこの時に替えている可能性がある。蕨手から台輪を繋ぐ4本の丸棒は、この時の仕事ではなく、加工精度からみて後の補強と判断される。

注4 筒（巻物）を交差させ、銀杏の葉が下向きとなる図柄であるが、葉は左向きとなっている。明治の修理時に向きを誤って据えた可能性がある。

注5 彫物は、正面の腰羽目に波頭、側面の羽目板と背面を除く小壁、背面を除く扉両脇の縦羽目（戸脇）に花菱を刻む。

注6 鋳金物が付く部材は次の通りである。

屋根： 祇園守紋（下向きとなる銀杏の葉の文様が左に向き）、巴紋、露盤、野筋、蕨手、葺返（巴紋）

鳳凰（大鳥）、燕（小鳥）

軒： のきづげ うらごう かやおい 軒付、裏甲、茅負、垂木鼻、隅木鼻、風鐸（銀杏）、鈴、羅網瓔珞 らもうようらく

軸部： 丸柱（透）、棧唐戸（雲に太陽、雲に月）、背面壁面中央に巴紋、隅金物

真鍮製の円鏡（卍紋、巴紋）

箱台輪：台輪紋（巴、中央のみ巴と出し花）、台輪隅貝折 かいおれ

鳥居と井垣：笠木、島木、飛貫、鳥居柱、擬宝珠、井垣

八坂神社の神輿

